

# **独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の中期目標期間の業務実績の暫定評価結果**

平成24年8月31日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1 中期目標の暫定評価期間（平成20年度～平成23年度）の業務実績について

### （1）評価の視点

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、特殊法人心身障害者福祉協会から平成15年10月に新たに独立行政法人として発足し、平成23年度は法人設立後9年度目に当たる。

本評価は、平成20年2月に厚生労働大臣が定めた中期目標期間（平成20年4月～平成25年3月）のうち、中期目標期間終了前年度まで（平成20年4月～平成24年3月）の業務実績についての評価を行うものであり、評価結果を次期中期目標等へ反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に暫定的に実施するものである。

のぞみの園に対しては、特殊法人から独立行政法人となった経緯を踏まえ、業務運営の効率化、透明性の向上及びサービスの質の確保により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、平成23年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会）やいわゆる2次意見等も踏まえ、暫定評価を実施した。

なお、評価に当たっては、のぞみの園が他の独立行政法人と同様に効率的な業務運営への取組が求められる一方で、のぞみの園の設立目的が、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）により、「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」とされており、「業務運営の効率化」と「サービスの質の確保」という質の異なる目標を課せられていることも考慮する必要がある。したがって、のぞみの園の業務運営に対する評価の留意点として、単に数値目標の達成状況に着目するのではなく、①業務運営の効率化に関しては、効率化を図るための取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がっていないか、②重度知的障害者の自立支援のための取組については、地域移行に向けての条件整備全般に亘って、施設利用者一人ひとりに対してどのような取組を行ったか、また、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者（以下「矯正施設等退所者」という。）の支援にどのように取組んでいるのか、③調査・研究及び研修については、その内容が障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであり、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなっているか等の、業務内容の質の面にも力点を置いて評価すべきものであることを特記しておきたい。

### （2）中期目標の暫定評価期間の業務実績全般の評価

のぞみの園は、法の定める設立目的に沿った業務運営の着実な実施が求められると

とともに、他の独立行政法人と同様に効率的な業務運営が求められている中、当委員会においては、上記（1）の評価の視点に立って評価を行ってきた。中期目標の暫定評価期間の業務実績全般については、次のとおり、適正な業務の実施に向けて努力をしたものと評価できる。

業務運営の効率化に関しては、のぞみの園の設立目的に沿った業務運営を行うため、入所利用者の自立支援（地域移行）の推進、高齢化対策、新たな政策課題に対する取組等を推進するため、平成21年度及び23年度には寮再編を実施し生活寮の数を減らし、さらに、平成20年度、22年度及び23年度においては、新たな政策課題である矯正施設等退所者への支援事業の推進を図るため組織改正を実施したところであり、効率的かつ柔軟な組織改正に積極的に取り組んできたことを評価する。

業務運営の効率化に伴う経費節減に関しては、中期目標において設定された運営費交付金の23%以上の節減に向けて、常勤職員数を計画的に削減するとともに、平成21年度から、国家公務員の新しい給与体系に準拠した給与制度を導入し、俸給の引下げ等により人件費を削減し、また、一般競争入札等の実施による節減に努めるなど積極的に行うことにより、運営費交付金（退職手当相当額を除く）は、平成19年度に比して平成23年度までに△6.7億円節減（△28.7%）し、中期目標を上回ったことを評価する。なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、サービス水準の維持の観点から有用な人材の育成・確保を図るなど、施設利用者に対する支援の質を高めるための方策についても留意されたい。

また、地域移行の取組については、年々、施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行や新たな同意を得ることが難しくなっている中、施設利用者及び保護者・家族の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、一人ひとり丁寧に手順を踏んで取り組んでいるものと認められる。こうした取組の結果、平成23年度までに第1期中期目標期間から通算して132名の入所利用者が出身地での地域生活のためにのぞみの園を退所したことなど、中期目標に向けて着実に実施したことと評価する。

矯正施設等退所者への支援及び行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者への支援については、全国の知的障害関係施設・事業所においても直面している重要な課題であるので、のぞみの園においては、専門家を招聘しその指導の下、職員の支援技術の向上を図るとともに、モデル的な支援の確立に向けて事業を推進したことを評価する。

さらに、調査・研究については、知的障害者の地域移行、行動障害等を有する著しく支援が困難な者への支援、矯正施設等退所者への支援、発達障害者・児への支援、健康管理、福祉と医療の連携など、国の政策課題となっているテーマや全国の知的障害関係施設・事業所において関心の高いテーマを取り上げて実施するとともに、これらの成果を活用するなどにより、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るための研修会やセミナー等を積極的に実施したことを評価する。

なお、のぞみの園は、平成23年3月11日発生した東日本大震災により被災した障害者や障害関係施設に対する支援に積極的に取り組んだ。特に、平成23年4月15日から現在に至るまで、福島第1原子力発電所の10キロ圏内にある被災施設の社会福祉法人友愛会（以下「友愛会」という。）の利用者及び職員等を一括して受け入れて、従来の事業ができるように支援しており、今後も国立施設としてこうした支援に積極的に取り組むことを要請する。

全般的な評価は以上のとおりであるが、今後の業務運営に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- ① 「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）となり、平成25年4月1日から施行されるが、これまで培ってきた福祉と医療の連携による支援の専門性を活用して重い障害がある人の地域生活を支えるモデル的な支援事業に取り組むなど、新法の理念である地域社会における共生の実現に寄与する事業に積極的に取り組むこと。
- ② 発達障害児・者支援のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備するとともに、新たな事業の実施等について検討すること。
- ③ 矯正施設等退所者への支援、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者への支援及び高齢化した施設利用者への支援については、全国の知的障害関係施設・事業所においても直面している重要な課題であるので、のぞみの園においてモデル的な支援の確立に向けて、引き続き事業を積極的に推進すること。
- ④ 施設利用者の地域移行については、年々、施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行や新たな同意を得ることが難しくなっているが、今後も、施設利用者及び保護者・家族の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、地域生活への移行に向けて粘り強く取り組むこと。
- ⑤ 調査・研究及び養成・研修については、上記の①～④の政策課題や障害者総合支援法の新たな政策課題など、国の政策目標の実現に資する分野や、民間では対応が難しい先駆的な分野について、関係機関や大学等の外部有識者との連携を図りながら実施するなど、さらに充実を図ること。

なお、中期目標に沿った個別業務の評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

## 2 具体的な評価内容

### （1）業務運営の効率化に関する措置について

効率的な業務運営体制の確立について、組織改正にあたっては、効率的な業務運営、自立支援の取組、利用者の高齢化等に応じた適切な支援、新たな政策課題に対する取組等を推進するため、柔軟に見直しを行った。①平成20年度には、矯正施設等退所

者への支援事業に取り組むため「社会生活支援センター準備室」の新設等を行い、②平成21年度には、利用者及び職員の減少等を踏まえ、第3次寮再編の実施（19か寮→17か寮）等を実施し、③平成22年度には、就労継続支援B型事業を開始し、また、矯正施設等退所者への自立に向けた支援のため、空き寮を活用した「自活訓練ホーム（定員7名）」の試行的な開設等を行い、④平成23年度には、入所利用者の高齢化、矯正施設等退所者の支援及び効率的な業務運営等に対応するため、組織改正（「法人事務局、総合施設、診療所」体制→「総務部、事業企画局、施設事業局、診療所、監査室」体制、第4次寮再編の実施（1か寮閉寮））を実施し、「自活訓練ホーム」を本格実施するなど、効率的かつ柔軟な組織改正に積極的に取り組んできたことを評価する。

常勤職員数については、定年退職者の原則不補充などを実施し、平成20年度期首に対して24年度末に20%削減して223名にするという数値目標は、平成24年度期首の職員数が226名であり、24年度に定年退職者が8名いることから十分達成可能であり、計画を着実に実施したことを評価する。人件費改革と給与水準の適正化については、平成21年度から、国家公務員の新しい給与体系に準拠した給与制度を導入し、俸給の引下げ等により人件費の縮減を図ったことを評価する。なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、サービス水準の維持の観点から有用な人材の育成・確保を図るなど、施設利用者に対する支援の質を高めるための方策についても留意されたい。

内部統制・ガバナンス強化への取組については、理事長の指示の下に、平成20年度に取りまとめた報告書に基づき、リスク対応に重点を置いた取組、内部監査の実施、継続的なモニタリングによる内部進行管理の充実、施設利用者に係る感染症の蔓延防止対策、事故防止対策及び防災対策等リスク回避・軽減への取組及び業務内容の情報公開等を行うなど、適切な統制環境確保に向けて取り組んでいると認められる。

経費の節減及び合理化の推進については、職員数の減や給与の見直しにより、人件費の縮減を行うとともに、一般競争入札等の実施により費用の縮減に努め、運営費交付金（退職手当相当額を除く）については、平成19年度に比して平成23年度までに△6.7億円縮減（△28.7%）させた。運営費交付金以外の収入の確保については、地域の障害者のニーズに応じた障害福祉サービスの拡充、国、群馬県及び高崎市からの委託事業の実施、診療所における診療収入の確保等により収入増を図った結果、運営費交付金の節減目標（23%以上の節減）や総事業費に占める自己収入の比率目標（40%以上）を上回っており、着実に取り組んでいるものと評価する。

効率的かつ効果的な施設・設備の利用について、入所利用者の高齢化や地域移行等による施設利用者の減等に伴い、平成20年度には、空き寮3棟を活動支援棟のサテライトとして活用している。平成23年度には、友愛会が従来の事業を実施できるよう、空き寮3棟を同法人利用者等の居住の場として提供し、さらに、平成24年度から、友愛会が日中活動サービスやグループホーム等として利用できるように、福利

厚生施設（富士会館）の改修等を行うとともに、独身寮の一部をグループホーム事業に活用することを評価する。なお、保有資産の大半は、山林、保安林であるため資産価値が低く、売却が極めて困難であるとされているが、今後、行政や地域住民など幅広い方々からの意見を聞くなど、引き続き活用方策について検討されたい。

地域の社会資源・公共財としての活用については、診療所の機能の活用として、入所利用者に対する医療サービスの提供を行うとともに、平成21年度から児童精神科医の常勤化により、地域の知的障害者、発達障害児の受診が容易になり、発達障害等の一般外来患者が増加し、また、保護者を含めた家族心理教育（えすぽわーる）を実施するなどの取組を展開し、地域医療に対する貢献についても積極的に対応していることを評価する。

## （2）国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

### ①－1 自立支援のための取組（地域移行）

重度知的障害者の自立（地域移行）に向けた取組については、年々、施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行や新たな同意を得ることが難しくなっている中で、施設利用者及び保護者・家族等の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、一人ひとり丁寧に手順を踏んで引き続き取組んでおり、地域移行した者に対しては、生活の適応状況をフォローアップしていることが認められる。

地域移行に向けた取組については、役職員から構成される「地域移行スピードアップチーム」において検討し、実効性のある事業等を企画し実行した。年々、地域移行が難しくなっている中で、地域移行の実績（第1期中期目標期間合計44名）は、平成20年度24名、21年度21名、22年度22名、23年度21名（小計88名）であり、第1期から通算132名が地域移行し、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して3割縮減するという目標に向けて着実に実施したことを評価する。

本人及び保護者の同意を得るための取組については、1)保護者総会、保護者懇談会等を利用した、保護者への個別面談、2)地域移行された方の生活の様子を映像化したDVDの活用、3)施設利用者の地元の事業所を調査し、保護者へ紹介、4)地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」の定期発行（年間6回）、5)来園機会が少ない保護者宅等への訪問、6)移行予定先事業所での宿泊体験を行い、年々、地域移行の同意を得ることが難しくなっている中で、新たに同意を得られた者の数は、平成20年度29名、21年度32名、22年度33名、23年度25名であり、25名程度の保護者の同意を得るという目標を着実に実施したことを評価する。

移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援については、厚生労働省や関係団体の全国会議等において、毎年度、重点都道府県を設定し、重点的に協力要請を行った。地域移行者のフォローアップとして、地域移行した者全員を対象として、

① 移行先事業所等へ訪問し、本人と面接し、②電話等の連絡により、生活の状況を確認したことを評価する。

①－2 自立支援のための取組（行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するモデル的支援）

著しい行動障害等を有する者に対する支援として、自閉症及び行動障害を有する利用者への支援に際しては、診療所の精神科医、臨床心理士等と連携して、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景・対応について検討を行うなど、効果的なサービス提供に努めるとともに、平成20年度から22年度まで、自閉症及び行動障害等に関して高い知見と経験を有する自立支援の専門家を招聘し、支援技術の指導・助言を受け自閉症や行動障害への適切な支援が提供できるように支援者の育成を図ったことは評価する。

新規受入は、平成21年度から3名であり、21年度に受け入れた者については、行動等の著しい改善が認められ、平成24年5月31日退所した。

①－3 自立支援のための取組（矯正施設等退所者への支援）

矯正施設等退所者への支援事業については、矯正施設等退所者が地域社会での生活を円滑に行える支援手法を確立し、全国の福祉施設等における当該支援事業の取組の普及拡大に資するため、平成20年度から先駆的に取り組んでいる。①平成20年度に本事業に取り組むための「社会生活支援センター準備室」を設置し、②平成22年度に「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設置し、併せて矯正施設等退所者への支援の経験を有する専門家を参事（社会生活支援担当）として委嘱し、同プロジェクトチームの支援技術向上のための研究・検討を行うとともに、平成23年1月から矯正施設等退所者への自立に向けた支援を提供するため、空き寮を活用して「自活訓練ホーム（定員7名）」を試行的に開設し、③平成23年度は継続して、同参事の指導の下、同プロジェクトチームの支援技術等の向上のための研究・検討を行うとともに、「自活訓練ホーム」を本格実施した。

受入実績は、平成20年度から延べ10名であった。いずれも支援の難しい事例であるが、延べ8名が地域生活に移行したことを評価する。

①－4 自立支援のための取組（高齢知的障害者への自立支援への取組）

高齢知的障害者への自立支援への取組については、施設利用者の高齢化に対応した生活環境や身体状況に相応した日中活動や自立に向けた効果的な支援方法について検討を行い、効果的なサービスの提供を行った。

平成21年度から高齢者支援に関して高い知見と経験を有する専門家を招聘し、支援者の姿勢及び環境、支援技術等に関する指導・助言を受け、支援者の専門性の向上に努めた。平成22年度及び23年度に認知症支援研究班を設置し、認知症

罹患前後の行動の変容等を踏まえた適切な支援のあり方の検討結果について職員研修会で周知を図った。さらに、高齢者支援のあり様や介護技術の向上等の視点から、県内外の特別養護老人ホーム及び小規模多機能居宅介護事業所等での実務研修を積極的に実施し、支援者の専門性の向上を図るとともに、その内容について園内報告会を実施し、高齢者支援の専門家による職員研修会を開催した。加えて、日中活動検討委員会や介護予防体操プロジェクトチームを設置し、高齢化に対応した生活環境や身体状況に相応した支援方法について検討を行った。

なお、「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書（平成22年12月）への厚生労働省の対応策を受け、外部有識者を招聘して「高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」を設置し、のぞみの園の支援の点検と今後の支援の方向性について検討を行い、平成24年3月27日付で厚生労働省に報告を行った。

このように、利用者の高齢化が進行する中、高齢知的障害者の自立支援への取組・検討が種々行われたことを評価する。

## ② 調査・研究

調査・研究については、知的障害者の地域移行、行動障害等を有する著しく支援が困難な者への支援、矯正施設等退所者への支援、発達障害者・児への支援、健康管理、福祉と医療の連携など、国の政策課題となっているテーマや全国の知的障害関係施設・事業所において関心の高いテーマを取り上げるなどして、計画・実施した。年度毎の主な研究テーマの件数（うち、厚生労働省からの補助金を受けて実施したテーマの件数）は、平成20年度6件（2件）、21年度6件（2件）、22年度12件（2件）、23年度12件（1件）であり、調査・研究の内容については、外部の有識者も委員として参加する「国立のぞみの園研究会議」において審議・評価が行われ、調査・研究結果に対する指導・助言を受けた。また、調査・研究調整会議を開催し、各研究の進捗状況を管理、関係部所間との連携・調整、調査・研究の成果の検証を行うとともに、計画された研究テーマの内容に応じ、外部の研究者や関係機関等と連携・協力し研究検討委員会（厚生労働省、法務省はオブザーバー参加）を設置して実施した。このように、国の政策課題となっているテーマや全国の知的障害関係施設・事業所において関心の高いテーマを取り上げるなど、調査・研究の成果の質が着実に上がっていることを評価する。

また、調査・研究の成果の積極的な普及・活用については、1)ニュースレター、研究紀要の発行等の広報媒体物やのぞみの園ホームページへの掲載による公表、2)支援の現場で活用できる小冊子の作成と配布、3)講演会や学会等の機会を活用した発表などにより積極的に行っている。特に、行動障害のある自閉症の実践事例をまとめた事例集、罪を犯した知的障害者の地域生活支援の具体的な方法をまとめた障害施設職員研修用テキスト等5種類の出版物を作成し、有償刊行物として関係機関に情報提供したことを評価する。

### ③ 養成・研修

養成・研修事業に関しては、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、国の政策課題となっているテーマや全国の知的障害関係施設・事業所において関心の高いテーマを取り上げ、一部厚生労働省から補助金を受けて、福祉セミナー及び研修会を積極的に実施している。平成20年度～23年度において、行動援護従事者養成研修中央セミナー等、矯正施設等退所者への支援に関するセミナー等、発達障害児(者)に関するセミナー及び障害医療セミナーを実施した。併せて、保育士、社会福祉士等の各種養成機関等の実習場所として、多くの実習生を受け入れるとともに、大学との共同研究により開発した相談援助実習プログラムの検証を行うなど、実習の充実にも取り組んでいる。

このうち、矯正施設等退所者への支援については、全国的な普及に向けた啓発を行うとともに、平成22年度のぞみの園が実施した「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な職員研修プログラムに関する調査・研究」結果に基づき、平成23年度に指導的立場の職員の支援技術の専門性を高める研修会を開催するとともに、毎年、多くの法務・福祉関係者が一堂に会するセミナーを開催した。また、行動援護に関する研修については、行動援護従業者養成研修中央セミナーでのインストラクター養成研修を踏まえ、平成23年度に、今後の事業所の役割や事業所運営の在り方について行動援護サービス提供責任者等を対象としてスーパーバイザー研修を開催するなど、その実施方法、内容を工夫しており、養成・研修に対して積極的に取組み、その成果が国の障害福祉施策の推進に対し、一定の貢献を果たしたことを評価する。

### ④ 援助・助言

援助・助言の利用拡大を図るため、援助・助言の内容、利用方法について、ニュースレター(年4回、各3,500部発行)に掲載(年2回)するとともに、援助・助言のPR用リーフレットをニュースレターに同封して、全国の関係機関、知的障害関係施設等に配布し、また福祉セミナーの参加者等に配布するなど、広報に努めた。その結果、障害者支援施設などからの相談件数が、平成20年度137件、21年度184件、22年度175件、23年度200件と増加したことを評価する。

### ⑤ その他の業務（附帯業務）

その他の業務（附帯業務）のうち、診療所については、適切な診療スタッフと設備等を確保し、施設利用者の高齢化等を踏まえた医療を提供している。具体的には、施設利用者の高齢化に伴う心身の機能低下や疾病等への的確な対応のため、施設利用者の健康管理や医療的ケアの必要な生活寮への訪問看護、専門家による摂食・嚥下の指導、シーティング（座位維持）指導を定期的に実施した。その他、行動障害

等を有するなど著しく支援が困難な者に対しては、精神科医や臨床心理士等が協力し、積極的に支援に加わり、精神面からのケアも行うことができた。また、平成21年度から児童精神科医の常勤化により、地域の知的障害者、発達障害児の受診が容易になり、発達障害等の一般外来患者が増加したことにより、診療収入が増加したことは認められる。さらに、保護者を含めた家族心理教育を実施するなどの取組が展開された。このように診療所は、地域の発達障害に関する医療の拠点としての役割も担っていることから、地域医療に対する貢献についても積極的に対応していることを評価する。

さらに、地域の障害者支援の充実については、地域の障害者を対象とした短期入所や日中一時支援事業、就労移行支援事業や就労継続支援B型事業等の障害福祉サービスを実施しているなど地域の障害者に対する多様なサービスの提供に努めており、特に既存の施設外生活介護事業所においては、有償ボランティアを講師とする様々な趣味的活動及び創作的活動などについて多彩なメニューを設け、利用者の拡大に努めるなど、工夫した取組を進めていることが認められる。

#### ⑥ サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

平成20年度に、第三者の意見等をのぞみの園の事業運営に反映させるため、地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者、行政、地域代表、保護者等から構成する「国立のぞみの園運営懇談会」を設置し、前年度の業務実績評価結果や当該年度の事業報告等を議題として、毎年度2回ないし3回開催した。

また、3年ごとに実施している第三者評価機関による福祉サービスの評価では、サービスの質及びサービス提供システムが客観的に向上しているとの評価を得た。

### (3) 財務内容の改善等について

総事業費に対する運営費交付金以外の収入（自己収入）の比率は、平成23年度は52.5%となっており、第2期中期目標に定める「40%以上」を大幅に超え、計画以上に進展していることを評価する。

また、職員の採用等の人事に関する計画については、平成20年度期首に対して24年度末に20%削減して223名にするという数値目標は、平成24年度期首の職員数が226名であり、24年度に定年退職者が8名いることから十分達成可能であり、また、人件費総額についても、約1.5億円を縮減しており、意欲的に取り組んでいることを評価する。

なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組む一方、この効率化に向けた取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がらないよう、特に矯正施設等退所者への自立支援及び高齢知的障害者への支援などについて、高度な専門性を持つ職員の育成・確保を図るなどの取組をより一層進めることを希望する。

施設・設備に関する計画については、施設内の設備の老朽化や消防設備の設置など

緊急度が高いものから整備し、入所者に関する整備関係を優先させることを基本に整備してきた。特に、空調・給湯設備の改修工事は、利用者の高齢化に伴う空調環境を整えると同時に省エネルギー対策として整備を行ったことが認められる。